

任意後見編

任意後見_③ ～法定後見と任意後見～

2025.5. 22

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

任意後見編③ ～法定後見と任意後見～

法定後見制度は3種類あると聞きました。どういう違いがあるのでしょうか。



よく勉強していますね。後見、保佐、補助があります。後見が一番、症状が重くて事理弁識能力を欠いていることが常態化している、保佐は事理弁識能力を著しく欠いている、補助は、事理弁識能力が不十分な方を対象としています。



何か法律用語でよくわかりませんね。



そうですね。現場では認知能力の判断テストや、本人の申し立てがあるかどうかなど家庭裁判所が総合的に判断します。事理弁識能力は自分の行為の結果を理解し、判断する能力を意味します。



つまり、契約などの法律行為や日常生活における様々な判断を、適切に行えるかどうかということですか。



はい、そうです。事理弁識能力がないと法律行為は無効になりますので、段階を設けてどこまで本人ができるのか、後見人の判断なのかが決まっています。



任意後見編③ ～法定後見と任意後見～

一番思い後見では後見人は何ができるのですか。



財産や身上監護に関するすべての行為ができます。被後見人（本人）が行ってしまった日常行為以外の行為も取り消すことができるので、本人を保護する制度とも言えます。



後見人は必ずしも家族がなれるわけではないと聞きました。どうして家庭裁判所は家族を選定しないのですか。



一言でいうと、背景は親族後見人による多額の財産の横領があっためとされています。事実、東京家庭裁判所は親族以外を後見人にするガイドラインを定めています。



そういう経緯もあるかもしれませんが、家族を信用しない家庭裁判所にも何か腑に落ちない気持ちがあります。



法定後見は使い勝手が悪いとされていて、現在、法務局で改正の議論がされています。より本人を尊重する方向の改正で、後見、保佐、補助の区分もなくなるかもしれず、また、任意後見制度も改正議論がされており、2026年の改正の方向から目が離せません。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 法定後見制度には、後見、保佐、補助の3種類があります。本人、配偶者、検察官、市町村長が申し立てを行います。お一人住まいが多くなり、市町村長の申し立てが増えています。
- ✓ 後見、保佐、補助の中で、判断能力がないのが常態化していれば後見、著しく欠けている場合は保佐、不十分な場合は補助になります。
- ✓ 親族後見人が必ずしも選定されるわけではなく、被後見人の財産、親族との関係、親族の状況などから親族外の後見人が選定されることも多いです。現在、制度改正の議論もされており、今後の制度の変更には注意が必要となります。

法定後見人制度 ～種類：後見、保佐、補助～

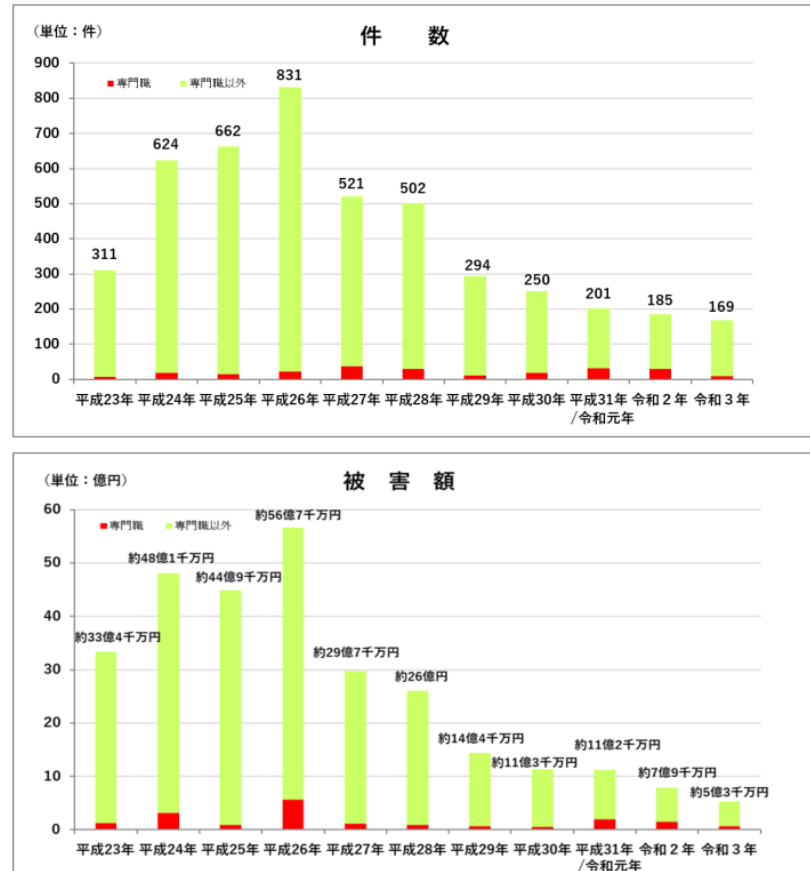
同意権、取消権の範囲が主に違います。

認知症 度合強い	後 見	保 佐	補 助	認知症 度合弱い
対象となる方	判断能力が欠けている のが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分 な方	判断能力が不十分な方	
申立てをすることが できる方	本人、配偶者、	四親等内の親族、検察官、市町村長など（注 1）		被補助人の同意が必要
成年後見人等（成年 後見人・保佐人・補 助人）の同意が必要 な行為	後見人には、そもそも同 意権がない。なぜなら、 非後見人には基本は何も させないための制度だか らあ	「特定の法律行為」 借金、訴訟行為、相続 の承認・放棄、新築・ 改築・増築等は、同意 が必要	特定の法律行為の一部	
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以 外の行為（注 2）	同上 日常生活行為はできない	同上 （注 3）（注 5）	
成年後見人等と与え られる代理権の範囲	財産に関するすべての法 律行為	申立ての範囲内で家庭裁 判所が審判で定める「特 定の法律行為」（注 1）	同左 （注 1）	

法定後見人制度 ～法定後見人の選定～

裁判所は必ずしも親族を法定後見人に選定するとは限りません。
特に特に財産が一定以上ある場合、親族は後見人になれない可能性が高いようです。

後見人等による不正事例 (最高裁判所事務総局家庭局実情調査)



出所：裁判所HP

◆背景は、**親族後見人による多額の財産の横領。**

◆基本的に各家庭裁判所によって異なるが、資産が一定額以上ある場合や、不動産収入がある場合などは、**裁判所が親族以外の職業後見人（弁護士や司法書士等）を選任することが多い。**

◆成年後見人の選任は、裁判所での面談時ではなく、1～2か月後に届く「審判書」による。**親族が選定されなくても断れない。**

◆職業専門家には被後見人が生きている間、**報酬がかかる。（財産金額により2-5万円/月）**

◆2019年に最高裁判所「身近な親族を後見人に選任するのが望ましい」と考えを示した。結果、**親族後見人希望数に対して約83.4%の割合で親族後見人が認められているという数字もある。**

(出所：家族信託・生前対策リーガルエステートHP)

法定後見人制度 ～法定後見人の選定～

東京家庭裁判所が後見人に親族以外が選ばれる条件を明示しています。

(1) 親族間に意見の対立がある場合

(2) 流動資産の額や種類が多い場合

(3) 不動産の売買や生命保険金の受領など、申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合

(4) 遺産分割協議など後見人等と本人との間で利益相反する行為について後見監督人等に本人の代理をしてもらう必要がある場合

(5) 後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合

(6) 従前、本人との関係が疎遠であった場合

(7) 賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合

(8) 後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合

(9) 申立時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合

法定後見人制度 ～法定後見人の選定～

東京家庭裁判所が後見人に親族以外が選ばれる条件を明示しています。

- (10) 後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり、相談できる者を希望したりした場合
- (11) 後見人等候補者が自己もしくは自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供を含む。）し、または利用する予定がある場合
- (12) 後見人等候補者が、本人の財産の運用（投資）を目的として申し立てている場合
- (13) 後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない、または行うことが難しい場合
- (14) 本人について、訴訟・調停・債務整理等の法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要する場合

*** 上記(1)から(15)までに該当しない場合でも、裁判所の判断により後見人候補者以外の方を成年後見人等
に選任したり、成年後見監督人等を選任する場合があります。**

Thinking time !

成年後見制度について知ろう！

法定後見の種類

- ・ 法定後見の種類には何がありますか。
- ・ その種類の特徴は何でしょうか。

法定後見人の選定

- ・ 法定後見人は裁判所が選定しますが、家族を選定しない場合も多いです。なぜだと思いますか。



業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

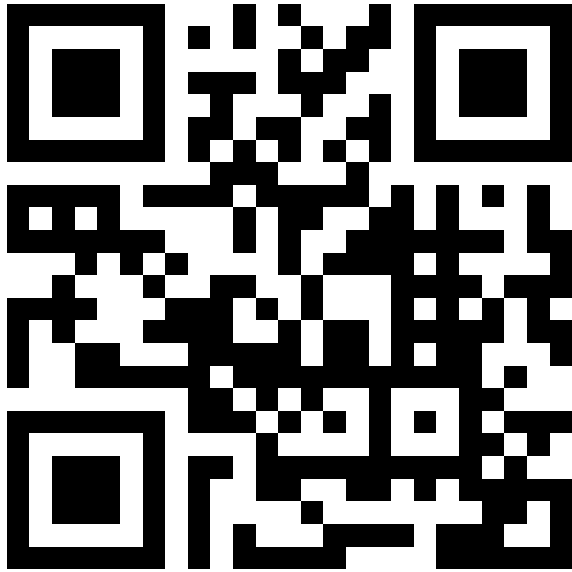
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

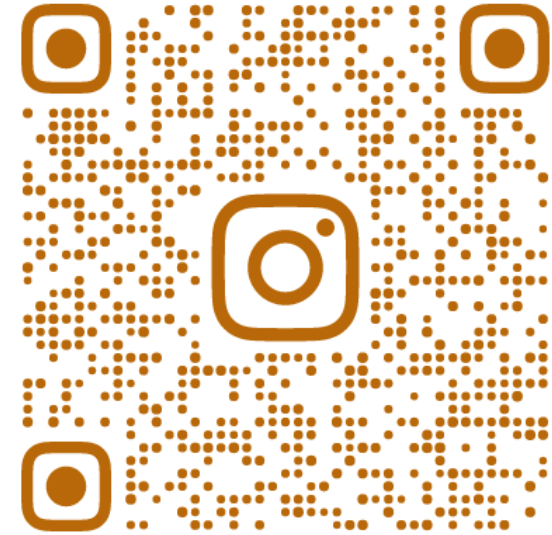
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN